徳島県告示第十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和元年五月八日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所支援の種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社ハビリテ	徳島市中島田町二丁目六七番地の一	おやこ支援室ゆずりは	徳島市北矢三町三丁目二―八五	児童発達支援	平成三十一年四月一日
社会福祉法人十字会	三好郡東みよし町加茂一四五四番地	障害児通所支援事業所ヴィレッジあこ	三好郡東みよし町加茂一四五〇番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	同
株式会社友愛	阿南市見能林町ふちう二番地三	児童支援事業デイサービスみらいず	阿南市羽ノ浦町宮倉日開元一九番地五	同	同
株式会社豊結会	同　那賀川町小延三九番地三	児童デイサービスセンターＦｏｒＹｏｕ―南昭和町―	徳島市南昭和町二丁目二〇番地一一	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	同